

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

# しなやかな著作権制度に向けて —権利制限・利用許諾を中心に—

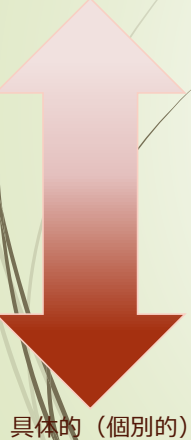
神戸大学准教授 前田 健

上野報告に関して

## 個別規定と一般規定

### 規定の抽象度におけるグラデーション

抽象的（一般的）



具体的（個別的）

	適用状況の特定	利害調整規範の特定	
米国型フェア・ユース	特定なし 著作権VSそれ以外の利益一般	「公正Fair」な使用 (考慮要素は明示)	一般条項
英国型フェア・ディール	研究・私的学習目的 研究批評目的など 著作権VS教育の公共的意義など	「公正Fair」利用	柔軟性の高い 個別規定
32条1項 (その他35条1項など)	報道、批評、研究その他 著作権VS表現の自由など	公表された著作物 「引用」行為 公正な慣行に合致 目的上正当な範囲	通常の 個別規定
47条の6 (47条の〇シリーズなど)	情報の検索 著作権者の創作誘因に影響ゼロ 著作権VS情報所在を明らかにする 公共的意義	送信元識別符号の検索 送信可能化された著作物 記録媒体への記録又は翻案・送信元 識別符号の提供と合わせて自動公衆 送信etc...	詳細な 個別規定

## ルールとスタンダード

ルール	スタンダード
事前に立法が決める。	事後に司法等が決める。
過剰・過少規制の危険が高いことが多い。 事前の情報収集に限界があることもある。	過剰・過少規制の危険が低いことが多い。 事後の方が情報収集が容易なこともある。 当事者間で規範形成が促進されることもある。
法内容取得のコストは低い傾向 (明確性は高い傾向)	法内容取得のコストは高い傾向 (明確性は低い傾向)
立法コスト：高 執行コスト：低 適用頻度高いと優位	立法コスト：低 執行コスト：高 適用頻度低いと優位

## 現状の権利制限規定の問題点

- 過剰規制・過少規制の存在と権利制限規定の是正の必要性
  - A) 利益状況からすれば実質的に著作権侵害とすべきではない行為が、形式的には数多く著作権侵害となっている。
  - B) 同一の利害関係にあると思われる事案において、侵害と非侵害の区別が単に歴史的経路に依存している。
  - C) 権利制限規定が特定の技術のみを念頭に置いて設計され、利害調整の実質が条文の文言に反映されていないと、技術開発に関する当事者の行動のインセンティブをゆがめるおそれがある。
- 権利制限是正のためにスタンダード型の規定を拡充すべき理由
  - A) 技術の進歩は早く、利用態様の多様性は増大している。事前にきめの細かいルールを設計することは困難である。できたとしても、すぐに陳腐化する。
  - B) 不明確性は大きなデメリットでない。きめの細かいルールは、複雑かつ難解な条文となり、いずれにしろ専門家の助けを借りる必要がある。過剰・過少規制が大量にあるときには、ルール型規定の下でも、実体的正義を重んじる裁判所がどのような反応をするのか予測できない。
  - C) 利用態様が多様かつ変化が速いということは、新たな事案が次々に生起するということであり、厳密な意味での同種事案に対する法の適用頻度は必ずしも高くない。

## 権利制限規定の設計？

- 米国型フェア・ユースは理想型か？
  - いかなる利益と利益が対立しているのかということ自体を特定できる場面は少なくない。そのような上位概念的レベルにおいては、適用頻度は低いとはいえず、むしろ適用頻度は高い。とすると、適用状況の特定はルールにより行うべき場合も少なくない。
  - 個別規定を整理統合して柔軟性の高い個別規定を多数そろえ、さらに最後の受け皿として一般条項を置くのが理想的？こうしないと、さすがにスタンダードの不明確性のデメリットが勝ちすぎないか？

適用状況も個別の利害調整の方法も予め定められる部分については、ルールとして定めておいた方が望ましい。

### 個別規定

47条の5  
47条の6  
47条の7

### 柔軟性の高い個別規定

非享受型の利用は非侵害  
検索・解析の結果の提供  
に必要な限度で非侵害

30条の2  
32条  
41条

正当な範囲で他人の  
著作物を利用した表  
現活動は非侵害

### 受け皿としての一般条項

事前には予想できない適用状況を拾うのが主目的

適用状況は事前に想定できても、個別の事案の利害調整を予めルールとして明示することは不可能

## 権利制限は取引費用削減の選択肢の一つに過ぎない

- 著作権法における事前許諾の原則
  - 市場の失敗により、事前許諾の原則は例外なくしては十分に働かない。
  
- 市場の失敗解決の選択肢
  - 権利制限（自由使用）
  - 法定許諾
  - 強制許諾（裁定）
  - 集中許諾　－　自発的集中許諾・拡大集中許諾
  
- 権利者に取引費用削減にいかにか協力させるかがポイントとなる。

## 田中報告に関して

## 著作権を取り巻く現状認識について

- デジタル化・ネットワーク化に伴う変化
  - 創作・流通・広告の費用が飛躍的に下がり、国民のほとんどが何らかの創作的活動に従事するようになった。
    1. 再創造サイクルの支援
      - 他人の著作物を利用した表現活動を行う機会の増加
    2. 孤児作品の利用促進
      - 権利者の多様化、著作物利用行為の多様化
    3. 著作権の保護水準を意図的に緩められる柔軟性
    4. 著作権者の誘因擁護
  - 著作物の「利用」が意味するところ
    - 支分権該当行為の意味の変質：「複製」が有していた意義の変化
    - 著作物を享受するプラットフォームの多様化

黒字：田中報告での分析

赤字：コメント者の分析

## 取引費用削減策としての「方式主義」

- 著作権法における事前許諾の原則
  - 市場の失敗により、事前許諾の原則は例外なくしては充分に働かない。
- 市場の失敗解決の選択肢
  - 権利制限（自由使用）：フェア・ユース？
  - 法定許諾
  - 強制許諾（裁定）
  - 集中許諾 - 自発的集中許諾・拡大集中許諾
- 権利者に取引費用削減にいかに関与させるかがポイントとなる。

「方式主義」の採用は、これらを解決するブレークスルーとなる？

## 田中案についての質問点

- 利用料・報酬の額の妥当性の確保
  - 過大だと利用の促進は達成できないし、過少だと権利者への誘因確保は達成できないのではないか。
  - 既存の集中許諾・裁定などと比較したとき、この点における優位性はあるか。
- 許諾権を選択した場合の権利処理の円滑化策
  - 登録された著作権についても、権利処理の円滑化を図る必要性はなお多く残るのではないか。この点についてどう考えるか。
  - 自由使用を認める権利制限規定をなお設けることだけで解決できるのか。設けるとしてどの範囲に設けるべきか、許諾権のときの利用円滑化策の議論こそ重要ではないのか。
- 課金の単位は？ 営利・非営利の区別は簡単にできるのか？
  - 営利の使用にあたりと判断されたとして、どの単位で権利処理をする必要があるか。この解釈で大きな問題が生じないか。
  - 営利企業における、書籍の会議資料としての複製、研究目的での図書・論文の複製は？